

伊達地方消防組合競争入札心得

(趣旨)

第1条 伊達地方消防組合（以下「組合」という。）の工事又は製造の請負契約及び物品の買入れその他の契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札（以下「競争入札」という。）その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、伊達地方消防組合財務規則（令和4年伊達地方消防組合規則第1号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、組合が規定する契約に関する約款、指名通知書、設計図書等（仕様書、図面等をいう。以下同じ。）、金額抜き設計書、契約方法及び入札時条件並びに現場等を熟覧し、暴力団排除に関する宣誓事項を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等、契約の方法、入札の条件及びこの心得について疑義あるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札参加資格確認書又は指名通知書に記載された所定の日時、場所及び方法によって本人が出席して入札書（様式第1号）を提出する。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第2号）を持参させ確認を受けなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札しなければならない。
- 4 入札参加者は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を入札代理人とすることはできない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札参加者等」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者等は、入札書に記名押印のうえ必要な事項を記載し、契約担当職員の指示に従い入札しなければならない。
- 7 入札参加者等は、工事の請負契約に係る入札の場合、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳総括表（様式第3号）を提出しなければならない。

8 入札参加者等は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

9 提出された入札書は、開札の前後を問わず、返却しない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより組合管理者に申し出る。

(1) 入札執行前は、入札辞退届(様式第4号)を契約権者に直接持参若しくは郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送(入札日の前日までに到達するものに限る。)により行う。

(2) 入札執行中は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提示して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者等が連合又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を当該入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 指名競争入札において、入札参加者等が1者の場合は入札の執行を取りやめる。ただ

し、入札の執行時に、無効な入札書、入札辞退届等の提出により、予定価格の制限の範囲内で有効な入札書を提出した者が1者となった場合については、競争性は確保されていることから、この限りでない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札。ただし、免除された者を除く。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 記入した文字等を容易に消すことができる筆記用具で記載事項を記入した入札
- (7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が半読できない入札
- (8) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明瞭なもの又は入札書に記名若しくは押印を欠く入札
- (9) 明らかに連合と認められる入札
- (10) 見積内訳総括表を提出しない者による入札
- (11) 見積内訳総括表の積算価格と入札金額が一致しない入札
- (12) 金額の記入漏れ、計算誤り等、見積内訳総括表が入札金額の根拠資料として不適切な入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件又は組合において特に指定した条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、入札終了後、当該入札場所において、入札者等を立ち合わせてその結果を通知する。

(落札者の決定)

第9条 入札者等のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の入札

価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）を設けている場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札書（様式第5号）により再度の入札を行う。この場合に再度の入札は2回以内とする。

2 再度の入札を行うとき、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない（入札の失格という。）。

（1）第7条に規定する無効の入札をした者

（2）最低制限価格より低い価格の入札をした者

（3）再度の入札をした場合において、前回の最低価格以上の価格で入札をした者

（契約保証金等）

第11条 契約保証金の納付については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第12条 落札者は、契約権者が指示する契約書及び添付書類（以下「契約書等」という。）に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、落札決定の日から速やかに契約担当職員に提出しなければならない。ただし、契約権者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書等を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて

指示したときは、この限りでない。

(議会の議決を要する契約)

第13条 議会の議決を要する契約については、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときに本契約としての効力が生ずる。

2 仮契約の相手方が仮契約期間中に、伊達地方消防組合工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（令和4年伊達地方消防組合告示第2号）が規定した違反事項の事実があったときは、当該仮契約を解除することがある。

3 前項により仮契約を解除しても、組合は一切の責めを負わないこととする。

(建設業退職金共済制度への加入)

第14条 組合発注工事を落札し、工事請負契約を締結する際は、原則として「建設業退職者共済組合」と、共済契約を結び証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書を提出しなければならない。証紙購入額は次を基準とする。

(1) 土木工事は消費税又は消費税相当分を除いた請負金額の1,000分の2

(2) 建築工事（設備工事を含む。）は消費税又は消費税相当分を除いた請負金額の1,000分の1.5

(異議の申立て)

第15条 入札者等は、入札後、設計図書等、入札の条件及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

入 札 書

1 件名 _____

2 金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記金額をもって請負う（納入する）ため、伊達地方消防組合財務規則に基づき、設計書、明細書、指示書、入札心得書及び契約書案承諾の上入札いたします。

年 月 日

伊達地方消防組合管理者

住所（所在地）
名称（商号）
代表者役職・氏名
(代理人氏名

印
印)

様式第2号 (第3条関係)

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、伊達地方消防組合との間における次の事項の入札及び見積りに関する権限を委任します。

工事番号	工 事 名	工 事 箇 所

年 月 日

伊達地方消防組合管理者

住所 (所在地)
名称 (商号)
代表者役職・氏名
(代理人氏名

印
印)

様式第3号 (第3条関係)

年 月 日

伊達地方消防組合管理者

見積内訳総括表

工事番号	
工事名	

本 工 事 費	入札金額の内訳 (円)
直接工事費 : (a)	
共通仮設費 : (b)	
現場管理費 : (c)	
一般管理費 : (d)	
工事価格 : (e) = (a) + (b) + (c) + (d)	
工事価格 (千円止め)	
工事費計 (入札金額、税抜き)	

住所 (所在地)

名称 (商号)

代表者役職・氏名

(代理人氏名)

印

印

様式第4号 (第4条関係)

入 札 辞 退 届

件 名 _____

年 月 日執行(予定)の上記について指名を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理 由 _____

年 月 日

伊達地方消防組合管理者

住所(所在地)
名称(商号)
代表者役職・氏名

印

様式第5号 (第10条関係)

再 度 入 札 書

1 件名 _____

2 金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額をもって請負う（納入する）ため、伊達地方消防組合財務規則に基づき、設計書、明細書、指示書、入札心得書及び契約書案承諾の上入札いたします。

年 月 日

伊達地方消防組合管理者

住所（所在地）
名称（商号）
代表者役職・氏名
(代理人氏名

印
印)